

京浜港（横浜・川崎）における津波対策に関する関係機関との合同指針

1 目的

本指針は、京浜港（横浜区及び川崎区に限る。以下同じ。）における津波対策、特に船舶の対応について必要な事項を定めておくことにより、津波注意報等※が発表された場合において、港内における迅速な人命及び財産の保護並びに船舶交通の安全確保を図ることを目的とする。

※「津波注意報等」とは、気象庁が発表する次の注意報等をいう。

- ・津波発生のおそれがある場合に発表される大津波警報、津波警報及び津波注意報
- ・南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に発表される南海トラフ地震臨時情報

2 地震や津波に関する情報の入手経路の確認

船舶、係留施設、代理店など船舶の運航に関わる関係者は、日頃から、地震や津波に関する情報入手方法及び船舶への伝達経路を前もって確認しておくことが重要である。

3 通常時に行うべき検討

船舶及び係留施設にあっては、京浜港内において船舶が安全且つ的確に避難できるように事前に以下の検討を行っておく必要がある。

(1) 船舶

船長は、各種資料及び既存の運航に関するマニュアル等に基づき、京浜港内への津波の到達予測時間及び高さ等を勘案しつつ、京浜港船舶津波対策協議会が定めた、別添1「津波に対する船舶対応要領一覧表」（以後「一覧表」と記載）を基準に自船が取るべき対応を検討しておくこと。

(2) 係留施設

係留施設の管理者は、各種資料に基づき、京浜港内や管理している係留施設への津波の到達予測時間及び高さ等を勘案しつつ、京浜港船舶津波対策協議会が定めた一覧表を基準に、関係船舶との連絡体制、荷役中止基準及び作業員等の避難体制など、津波到来時に船長が取るべき対応の判断に資する資料を作成し、事前に関係者に周知しておくこと。

4 地震・津波発生時にとるべき対応

船舶、係留施設、代理店など船舶の運航に関わる関係者は、地震・津波発生時において京浜港内の在泊船舶が安全かつ的確に避難できるように以下の措置を講ずる必要がある。

(1) 地震発生時

- ・上記2に基づき、直ちに関係船舶に伝達すること。
- ・船舶は、引き続き関係情報の収集に努めること。

(2) 津波注意報等の情報を入手した場合

- ・上記2に基づき、直ちに関係船舶に伝達すること。
- ・東京湾内湾に津波注意報等が発表された場合、船長は、上記3(1)に基づき必要な対応をとること。

(3) 津波のおそれがなくなった後の措置

船舶の船長及び係留施設の管理者は、津波注意報等が解除されたときは、自船及び自らが管理する係留施設の被害状況、船舶の離着棧の可否、周辺水域の安全等について調査し、被害が認められた場合は、遅滞なく港長に通報すること。

5 注意

(1) 港長による勧告（別添2参照）

東京湾内湾に津波注意報等が発表されたときは、京浜港長から一覧表を踏まえた勧告が発令される。

なお、通信手段の遮断等による情報伝達の遅延も想定されることから、気象庁から津波注意報等が発表された場合、京浜港長からの「勧告」の伝達の有無にかかわらず、船舶は、当協議会で定めた「一覧表」により対応すること。

(2) 本要領の改定

本要領は、新たに京浜港に係る津波被害シミュレーション、津波ハザード・マップ等が利用可能となるなどの機会をとらえて、適宜、必要な改定を行うものとする。

(3) 避難勧告等の伝達訓練

原則毎年1回以上、別添3による勧告の伝達訓練を実施するものとする。

附 則 平成17年 8月25日施行

附 則 平成27年 6月10日改正

附 則 平成28年 2月29日改正

附 則 令和 4年 3月11日改正

附 則 令和 7年 9月 1日改正

津波に対する船舶対応要領一覧表

「津波警報等」に対する対応

津波警報・注意報の種類		津波来襲までの時間的余裕	船舶の対応						
			港内着岸船		小型船 (プレジャーボート、小型漁船等)	錨泊船、浮標係留船 —	航行船(着離岸作業時を含む)		工事中 工事・作業船等 (作業台船及び起重機船を含む)
			大型、中型(漁船を含む)	一般船舶 (荷役・作業船含む)			大型、中型船 (漁船含む)	小型船 (プレジャーボート、小型漁船等)	
大津波警報	10m超 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ≤10m)	無し	○荷役・作業中止 ○係留避泊又は陸上避難	○荷役・作業中止 ○係留避泊又は陸上避難	○陸上避難	○荷役・作業中止 ○港内避泊	○港内避泊	○港内避泊又は着岸後陸上避難	○工事・作業中止 ○陸上避難
	5m (3m<予想高さ≤5m) 又は「巨大」	有り	○荷役・作業中止 ○港外退避	○荷役・作業中止 ○港外退避	○陸揚げ固縛又は係留強化後陸上避難 (場合によっては港外退避)	○荷役・作業中止 ○港外退避	○港外退避	○着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避	○工事・作業中止 ○港外退避又は流出防止措置
津波警報	3m (1m<予想高さ≤3m) 又は「高い」	無し	○荷役・作業中止 ○係留避泊又は陸上避難	○荷役・作業中止 ○係留避泊又は陸上避難	○陸上避難	○荷役・作業中止 ○港内避泊	○港内避泊	○港内避泊又は着岸後陸上避難	○工事・作業中止 ○陸上避難
		有り	○荷役・作業中止 ○港外退避	○荷役・作業中止 ○港外退避	○陸揚げ固縛又は係留強化後陸上避難 (場合によっては港外退避)	○荷役・作業中止 ○港外退避	○港外退避	○着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避	○工事・作業中止 ○港外退避又は流出防止措置
津波注意報	1m (0.2<予想高さ≤1m)	—	○荷役・作業中止 ○係留避泊又は港外退避	○荷役・作業中止 ○係留避泊又は港外退避	○陸揚げ固縛又は係留強化後陸上避難 (場合によっては港外退避)	○荷役・作業中止 ○港内避泊 (場合によっては港外退避)	○港外退避	○着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避	○工事・作業中止 ○港外退避又は流出防止措置
南海トラフ地震臨時情報	巨大地震警戒	○津波の来襲に備え、直ちに出港できるよう避難準備を行うこと ○南海トラフ地震に関する情報の入手に努めること ○避難に必要な支援を受けられないことが予想される場合は、自主的に安全な海域へ避難すること							
	巨大地震注意	○南海トラフ地震に関する情報の入手に努めること ○連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行うこと							
備考		小型船でも十分津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ、避難する時間的余裕がある場合は港外退避でも可。			航路付近、海洋施設等に近い場所又は浅海域に錨泊中の船舶は時間的に余裕がある場合は水深が深く、広い場所に移動する。				

【用語の定義】

大型船：タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。

中型船：大型船及び小型船以外の船舶をいう。

小型船：プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶(造船所での陸揚げは含まない)をいう。

危険物積載船：ばら積のタンカー船(非危険物の石油類積載船含む)、放射性物質積載船、火薬類積載船をいう。

陸上避難：船舶での避難は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置をとる。

係留避泊：係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する。

港内避泊：港内の緊急避難海域で錨、機関、スラスターにより津波に対抗する。

港外退避：安全に港外まで航行可能(航路内は津波の流速が早く注意が必要)な場合に実施。可能であれば第一波到達までの時間(余裕時間)までに避難できることが望ましい。また水深50メートル以上の水域で航走することが望ましい。

湾外退避：洋上で津波に対応する場合は、津波の碎波に十分注意すること。碎波は、水深が浅くなるところで発生しやすいことから、津波の影響を少なくするためには、少なくとも水深50メートル以上の水域で航走することが望ましい。

陸揚げ固縛：プレジャーボート、漁船の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。

【注意事項】

勧告時の港内管制信号：港長から勧告(津波注意報・津波警報・大津波警報)が発令された場合、管制信号は「○」(出航信号)となる。

港長による勧告

1 勧告発令時期及び内容

気象庁から、「大津波警報、津波警報、津波注意報、南海トラフ臨時情報(巨大地震警戒)」が発表された場合、港長から協議会の「一覧表」に定める措置に沿った勧告が発令される。

なお、南海トラフ臨時情報(巨大地震注意)発表時は、港長から注意喚起が発出される。

2 周知方法

- 次の無線局から勧告等の情報が無線により周知される。

無線局名称	呼出符号又は呼出名称	呼出周波数 kHz	通信周波数 kHz
第三管区海上保安本部 警備救難部救難課 運用司令センター	ヨコハマホアン	国際VHF CH16	CH12
東京湾海上交通センター	トウキョウマーチス	国際VHF CH16, 13	CH12, 13, 14, 66, 69
横浜市港湾局 川崎市港湾局	ヨコハマポートラジオ カワサキポートラジオ	国際VHF CH16	CH11, 18, 20, 22

- 京浜港船舶津波対策協議会の通報先に対し、E-mail等により周知される。※別添3参照
- インターネット(沿岸域情報提供システム:海の安全情報)により周知される。(https://www6.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/yokohama/)
- 巡視船艇・航空機等による拡声器、電光掲示板等

3 勧告発令時における管制信号

港長から勧告(津波注意報・津波警報・大津波警報)が発令された場合、管制信号は「O」(出航信号)となるので留意すること。

横浜海上保安部航行安全課	横浜市総務局危機管理室
	川崎市危機管理本部
	横浜市港湾局
	川崎市港湾局
	国土交通省関東地方整備局京浜港湾事務所
	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所
	横浜市消防局
	川崎市消防局
	横浜地方気象台
	外国船舶協会
	日本内航海運組合総連合会
	港内交通船関係者・港内遊覧船関係会社 (ボートサービス)
	横浜地方海運組合
	船舶けい留施設運営会
	(一財)日本船渠長協会
	横浜回漕協会
	神奈川県船舶代理店協会
	横浜川崎区外船連絡会
	東京湾水先区水先人会
	横浜川崎曳船株式会社
	(公社)関東小型船舶安全協会
	(一社)日本埋立浚渫協会関東支部
	横浜市漁業協同組合
	株式会社東洋信号所通信社
	(公社)東京湾海難防止協会
	日本沖荷役安全協会横浜支部
	東京湾油槽船船場協同組合
	横浜小型タンカー船主協同組合
	神奈川県釣船業協同組合金沢支部
	横浜ケミカル運航連絡協議会
横浜川崎国際港湾株式会社	
横浜港埠頭株式会社	
神奈川県警察本部	
川崎海上保安署	
海事関係会社	

※各会員から所属船艇、関係会社へ伝達する